

## 穴水町観光誘客促進のと里山空港並びにレンタカー利用者宿泊助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、宿泊施設への宿泊に対する助成金（以下「助成金」という。）をのと里山空港並びにレンタカーの利用により穴水町へ観光旅行をしている者へ交付することにより、町外からの誘客促進と地元宿泊業の振興を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) のと里山空港利用者 のと里山空港発着の航空機を利用する観光旅行者
- (2) レンタカー利用者 レンタカー事業者が所有するレンタカーを利用する観光旅行者
- (3) レンタカー事業者 各都道府県のレンタカー協会に加盟する者
- (4) レンタカー レンタカー事業者が貸し渡す自家用自動車
- (5) 宿泊施設 別表1に定める施設

### (対象となる事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、次条に定める対象となる者が行う観光誘客促進を目的とした、のと里山空港並びにレンタカー利用者宿泊助成事業とし、当該事業の実施に要する経費の一部に対し予算の範囲内において助成金を交付する。

### (補助対象の交付要件)

第4条 助成金の交付の対象は次の各号に掲げるいずれかの要件のものとする。

- (1) のと里山空港並びにレンタカー利用者で、宿泊施設に宿泊（素泊まりを除く。）すること。
- (2) のと里山空港利用者で、宿泊施設に宿泊（素泊まりを除く。）すること。
- (3) レンタカー利用者で、宿泊施設に宿泊（素泊まりを除く。）すること。

2 前項第1号又は第3号の規定にかかわらず、レンタカーの借受人が法人であるものは除くものとする。

### (助成金の額)

第5条 助成金の額は別表2に定める額とする。

(助成の方法及び対象)

第6条 前条に規定する額を、宿泊施設が請求する宿泊費に対して助成するものとする。

2 前項の助成の方法は、宿泊施設に助成するものとする。

3 助成の対象は、1泊に対してのみとし、2宿泊施設を利用した場合は、最初の宿泊施設に対して助成をするものとする。

(助成金の申請)

第7条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、穴水町観光誘客促進のと里山空港並びにレンタカー利用者宿泊助成金等交付申請書兼請求書(様式第1号)及び観光客用のと里山空港搭乗助成申請書及び宿泊代内訳証明書(様式第2号)、観光客用レンタカー利用助成申込書及び宿泊代内訳証明書(様式第3号)を事業が完了した日の翌日から起算して60日以内に町長に提出しなければならない。

2 交付の申請に必要な添付書類は、次に掲げるものとする。

(1) 航空会社が発行する搭乗券若しくは、搭乗証明書の写し又は宿泊施設の認印を押印した航空引換証の写し

(2) レンタカー貸渡契約書の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

3 必要書類の手配及び宿泊客と宿泊施設との手続きについては、宿泊客及び宿泊施設の責任において行うものとする。

(交付決定)

第8条 申請者より申請があったときは、これを審査し、助成金の交付を決定したときは、交付決定通知書の交付を省略し申請書記載の金額を払うものとする。

2 前項において、助成金を交付しないと決定したときは、その理由を付した書面をもって申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正行為により助成金の交付を受けたと認めるときは、助成金の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年9月1日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

助成金交付対象宿泊施設

施設名称	住所
国民保養センター真名井	穴水町字川島井 61-1
のとふれあい文化センター	穴水町字内浦 5-28-3
民宿滝川	穴水町字大町二 24
料理旅館竹亭	穴水町字川島イ 90
民宿かき浜	穴水町字麦ヶ浦ハ 8
民宿つばき荘	穴水町字岩車 9-10-87
かつら崎	穴水町字沖波 7-4
一本木旅館	穴水町字前波ホ 115
春蘭の宿「海の家」	穴水町字竹太 1-14-2
農家民宿ふるきみ	穴水町字古君ハ-1
農家民宿江戸	穴水町字古君ハ 46
農家民宿菜々	穴水町字大町ロ 32-3

別表 2（第 6 条関係）

助成金額区分

区分	金額
のと里山空港利用者 大人（12 歳以上の者で小学校に就学している者を除く）	1 人あたり 2, 0 0 0 円
のと里山空港利用者 子ども（3 歳以上 12 歳未満の者で中学校に就学している者を除く）	1 人あたり 1, 0 0 0 円
レンタカー利用者（種別にかかわらず）	1 台あたり 2, 0 0 0 円